



公私雜報



公私雜報

第一號

定價一銀



祿  
12

18  
12

18  
12

廿

伏稟

迷子 まひご 欠落 かひおち 落物 おとしもの ちろひ物 盗まを托  
及び諸賣もの等々益々廣く世に弘め或る  
問う便り成得たき事ゆゑ少しも遠慮な  
く其もよろぐの書林又を繪草子屋に事が  
を委しく書志ししに遣えしつれぬに速に  
出板しし四方に告ぐ知らせ申を乞ふ

辰四月

公私雜報會社

公私雜報

此度我會社に問板を此新聞を公私雜報と  
題する意ハ

朝廷の布告民間の雜説及び時勢時勢の論を普  
く記載するが故あり夫を新聞にまじく競ひ  
益新に其説いよく出る愈密あり類多くし  
始  
く真偽を分ち確證を得るに至る迄四方の君  
子異く新聞を以て速に本局に達し廣く公私  
の幸を為し給はん事を



西洋新聞紀元の事ハ中外新聞の序ニ出たまは  
又茲ニ贅すべ

公私雜報會社

公私雜報第一號

慶應四年四月廿七日

○四月十八日沙汰書

上様去る十五日水戸表へ御着お成以間此段向  
々へ可被達以

○四月十九日沙汰書

由扶持方手當扶持三十五石ニ付代金百五十兩  
の割合おろ下以處四月分より三十五石ニ付  
代金百兩の割合を以り由金おろ下以尤も高  
以附以由扶持方ハ最前お登し以通り正米おろ下

下の事

○雑説

去月或一諸候近臣二十人程を連る日光山へ逃  
らししが此十日頃井伊の手より捕へ宇都宮へ  
預けしと云ふ未詳

○越後新浮よりの来帖云

米穀追々下落三月中々金十兩に四斗五升入十  
六俵より十七俵位此ごろ少く上り十三四俵位  
ありし由

或る一諸候さき頃江戸を出立ちしガ海上に

く新浮に廻り上陸直に柏崎へ到らししと

○雑説

古河候の家老某此程脱走の兵等結城を攻めし  
時援兵を差出せし由は後々成しや未詳

○海陸両軍局より差出しの願書

一城の者も徳川家相續の者お定りの追一時田  
安に願はし 仰付は極奉願い甚を見越は  
を申上奉恐入に共尾州家にお續は 仰付  
儀も法免せ度事

一軍艦銃砲は徳川家名に建は成下に高并領地

相極い上るも、い様仕方事

右ニケ條格別の由寛典由免お成い極き尽力の程も願ひ素より有罪の私共右極の件々奉經いの上も 天朝の法怒り奉觸いも難計下ハ主人慶喜の趣意より背きいさしは、いへども此際より當り百年の生命の為り千載の汚名を捨置恨を含み奉命いゆるふくも海陸兩軍臣子の節操お立ふ申いゑる私共一統の心中法諒察お成下幾重よりお買きい極は執成奉願度此段を數願ひ謹言

海陸兩軍一同

○四月廿日は沙汰書

當今御勝手向法操合と実より切迫の柄柄改々申返も無之いゆども米金共此上法收納の目當更しを之いゑる諸向法も當筋を始め差當りい法入用筋返も容易より法し方難お成いゑる兼り右の趣心得居い極は致い

○四月十九日間板横濱新聞之

洋銀五十枚之賞格

西洋五月五日 我四日即火曜日朝「ピルソン」名

と云者の庫を破毀しその庫より許多の財宝を奪ひ去し者有り若此賊を逮捕し又ハ知告する者有りを洋銀五十枚を以て謝せんとの段偏に希ひ奉りい  
百八番 フルニース

○横濱新聞之譯

北方の諸候を皆連合し江戸を去る事凡三十里の内より京師の援兵速に東下するや否且戦期に合ふや如何もふと覺束なり○東海乃ハ皆官軍に押領せしむたり○先頃兵庫より一の兵隊乗船し仙臺に到ると又江戸にも

海路あり 官兵來る處との風吹り我等思ふに會津の兵を實に強あり嗚呼此公自かく世の爲に屈しと和をとふりあるひを力尽す全くはふるに至るにやされハ世の騷亂止む時ある處

此節横濱碇泊の英國軍艦を當月第十五日我四廿日大坂港に集る處と命せしむ依之第三五月九日我四廿七日ロド子イ船出帆明日我四廿八日船出帆を引續英國軍艦が數艘拔錨せし但し「ミニストル」パークス君をサラミスと云軍艦

公和雜報 第一卷  
へのる組む積あり併此度のことハ至極平穩なる事にしる多分本國より「ニストル 朝廷は拜禮を命じしとの命ありし故あるべし横濱へ東久世殿并鍋島侯手勢と連坐し着船のそよらる近日港引るしに成り奉行并組頭の歸府を命じ其外小役人の其まゝ在住 王臣はあるとぞ

○雜說

此程文久法取引不融通に付關宿邊の百姓騷立

は處漸と鎮お成當分文久錢六文四文錢三文の通用は取極いよし

此頃脱走の歩兵三千五六百人程關宿通行の節官軍と戦争關宿城下過半焼失

官軍方より近在百姓に用金としる百石に付三兩糧米四斗八三俵取立の由但し遠方之分ら時相場金納あり百姓の難澁實に憐むる

十六日下野小山にわゆる脱走歩兵と 官軍と戦争 官軍を彦根、壬生、宇都宮、笠間等あり残る昼後より始る凡半時をかりの間としる 官軍



方大敗北に負死人数甚多大小砲多分歩兵の  
方奪取せられたる由雙方人数四五百人をどあり  
戦の後歩兵を直に大平山へ楯こりせり右に付  
十八日朝因土其外の兵江戸より出張を此後の  
勝負のつらふあるや早く報告を得んと欲し

公私雜報

第三冊



定價一銀

伏稟

迷子 まひご

欠落 かひおち

落物 おちもの

むろひ物

盗まを花 たすまをばな

及び諸賣もの等を多く廣く世に弘め或は問う便りを得たき事あり少しも遠慮なく其もよろくの書林又を繪草子屋に事がくを委しく書きたるし其遣をして其故に速に出版し四方に告ぐ知らせ申を願ひ

辰四月

公私雜報會社

公私雜報第三號

慶應四年閏四月七日

○四月廿三日法書付

御旗本法家人の面々法藏系どりの分々本高名希美濃紙堅帳に一局限又取去る處來る廿九日と又法目付に書出し板紙さるべく以充り法足る所及料おちふる徳也

○官軍より近村に觸達之書付

今般 官軍兵食賄向に付其村々ありびに組合村々とも高百石に付左の通り  
一 白米三俵宛 但し四斗入



一金三兩づ

右之通り米金とも當月十五日より晦日とてお  
遠きく長出し以振付を爲く其節一村限りて  
書お品川宿 官軍賄所は持米お渡して  
尤此方々も石宛を同振お望して  
多あり正米運送秘送く向てお場を以て代金  
納あても不苦い尤も追々 朝廷より下金  
お成い又付て節を越の歩合を付者下ヶ  
をいる在やうおんたてり勿論江川太良左工  
門代どもお觸納おまゝに村々も右證書を以

り前書の場所にて出此音等閑より  
ん於尤も組合村々へも親村より相編  
下に請印渡し刻限付を以て急速  
此方々も色をなす者あり

東海道先鋒

總督府附

會計方印

辰四月

下總國葛飾郡

村戸宿

外三十ヶ村役人

○ 御軍艦四艘引渡しの事勝安房守より榎本和泉守に種々説得有之遂に承伏し其命を奉むるに

富士 觀光 翔鶴 朝陽

右四艘の引渡 官軍に渡さるるに決まらざるに掃除の多しといふと廿五日より三日の内は必し渡すを誓しと約せり

○ 御役替 四月十二日より 四月十五日

砲兵頭

御役清免 原田吾一

精銳隊頭

大目付兼帶 山岡鐵太郎

御勘定奉行

御作事奉行 原 弥十郎

都より清後替を當ぬ要路頭職に在る人の黜陟の事を著し其餘を畧す

○ 雜説

四月朔日 官軍より神奈川奉行支配向へ觸達せし趣も今般 勅諭に從ひ支配向の内 王臣

とてお成有志者ハ早ニ連判ヲ致シあり右ニ  
付其文記向多クハ 朝命遵奉 王臣とてお成  
決志あり既ニ連判ニ加入シ然レども君臣ノ義  
ト重んじ其地ヲ脱走セシ者由亦少ホ加ハレト  
云ふ

伊達遠江守養方ノ弟經丸伊達陸奥守ノ養子ニ  
シテ付ハ旨於大政官代トシ後ハよし  
去ル廿四日夜四ツ時頃兩國回向院ニ屯シある  
黒田候ノ人数ありびニ淺草茅寺ニ屯セル某ノ  
一隊俄ニ操出シテ本所番場町妙原寺ニ集ル居

多ク賊ヲ圍ミ三十二人程ヲ召捕リ回向院外ニ  
寺ニ引き行き多ク多分斬首セラルル事ト  
總州木更津邊ニ屯シ多ク脱走兵四五日前閑  
宿色ニ加ヘテ他ノ方ヘ廻ると其地より辞シ  
ク飯多ク小遣ノ話あり

○

中外新聞外編 一、二、三、四、五、

陸士官必携卷之七

右出版を後篇引つゞき聞板ハる事

○

涼味散

一包價百孔

右の如くある一切の外きくめあし其のとう書  
林ありて法求めたり下い

公和齋  
第  
三  
編



